



21川人委調第383号

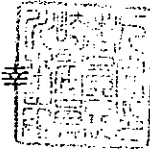
平成21年12月1日

川崎市議会

議長 潮田 智信 様

川崎市人事委員会

委員長 平林 武 幸



地方公務員法第5条第2項の規定に基づく人事委員会の意見について

平成21年11月25日付け21川議議第560号により依頼のありましたことについて、次のとおり意見を申し述べます。

議案第143号 川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

この条例案は、本委員会が行った「職員の給与に関する報告及び勧告」の趣旨に沿い、教員特殊業務手当の限度額を引き上げること並びに地方公営企業法及び地方公営企業法施行令の規定に基づき、下水道事業に同法の規定の全部を適用することに伴う所要の整備を行おうとするものであり、異議はありません。

議案第182号 川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

この条例案は、川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例及び雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備を行おうとするものであり、異議はありません。